

コロナウイルスを原因とする伝染病でないのは次のどれか？

- ①牛ウイルス性下痢粘膜病
②PED ③鶏伝染性気管支炎

答えは裏面

家保通信

Vol. 34 No. 1 4月号
東京都家畜保健衛生所

令和2年3月31日

豚の飼養衛生管理基準が改正されます

3月9日付けで豚の飼養衛生管理基準の改正が交付されました。改正後の飼養衛生管理基準が適用されるのは、**令和2年7月1日**からとなります。

なお、一部の取組については猶予期間が設定されています。

改正内容の詳細は、以下URLをご参照ください。

【農林水産省HP（飼養衛生管理基準≫1. 飼養衛生管理基準）】

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

主な改正項目

家畜防疫に関する基本的事項

取組の目的ごとに、以下の①～④に体系化されました。

- ✓家畜所有者の責務を新設
- ✓飼養衛生管理にかかわるマニュアル作成、従業員・関係者への周知徹底を新設・・・※1
- ✓野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
- ✓衛生管理区域の考え方を明確化
- ✓放牧制限の準備措置を新設・・・※1

1

衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ✓野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
- ✓衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設・・・※2
- ✓肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用時における処理及び管理方法を改正・・・※1
- ✓更衣・車両の乗り降りの際の交差汚染防止措置を追加

2

衛生管理区域の衛生状態の確保

- ✓野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
- ✓畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設・・・※2
- ✓畜舎ごとの専用の衣服・靴の使用を追加

3

衛生管理区域からの病原体の散逸予防

- ✓衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設

4

※：こちらの項目については、猶予期間が設定されています。
適用日は以下のとおりです。

※1：令和3年4月1日 ※2：令和2年11月1日



豚の伝染病発生状況

CSF

沖縄県で、CSFの発生が続いています。1月8日に県内初の発生が確認されて以降、**3月12日には7例目の発生が確認されました。**

東京都では、野生イノシシにおいて、3月17日までに**CSF抗体陽性事例が3頭認められました。**引き続き、農場へのウイルス侵入防止の徹底をお願いします。

ASF

韓国で、ASFの発生が続いています。飼養豚では10月9日の14例目発生以降、確認されていませんが、**野生イノシシでは京畿道、江原道の国境近くで3月22日までに計415件の発生が確認されています。**

PED

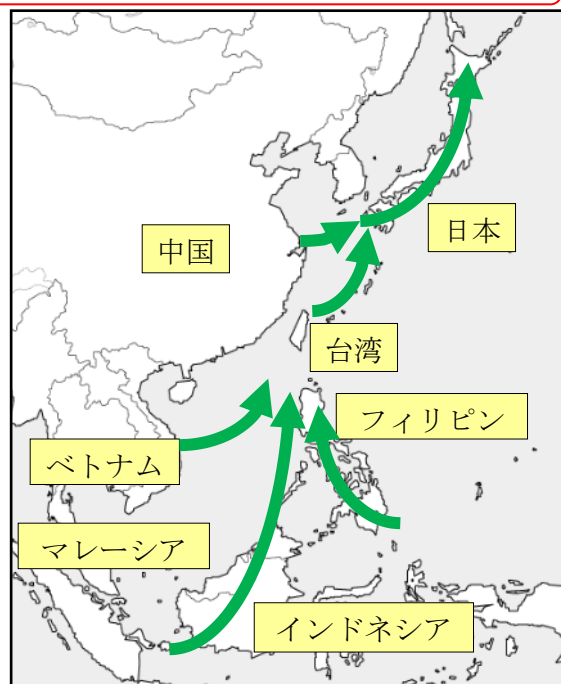
群馬県・千葉県で、PEDの発生が続いています。**群馬県**では11月6日の発生以降、2月15日に28例目の発生が確認されています。

また、**千葉県**では昨シーズンから継続して発生しており、3月17日に27例目の発生が確認されています。



春も鳥インフルエンザに警戒を！

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、冬鳥が国内に渡来・滞在する10月から5月までを特に警戒すべきといわれていますが、台湾や中国などで継続的にHPAIが発生しているため、**春に南方から渡来してくる夏鳥（ツバメ等）の渡りにより、春先以降もHPAIウイルスが国内に侵入してくる可能性があります。**引き続き、野鳥の侵入防止対策や農場出入りの際の消毒等、農場へのウイルス侵入防止対策をお願いします。



【参考：ツバメの春の渡りルート】

クイズの答え ① PEDや鶏伝染性気管支炎はコロナウイルスを原因とする伝染病で、家畜伝染病予防法上、届出伝染病に指定されています。コロナウイルスは、人をはじめ哺乳動物や鳥類にさまざまな疾病を引き起こしますが、これまでに知られている家畜のコロナウイルス病には、現在流行している新型コロナウイルスのような重篤な急性呼吸器病を引き起こす疾病はありません。なお、牛ウイルス性下痢粘膜病はフラビウイルスによる伝染病で、CSF（豚熱）ウイルスと近縁のウイルスになります。

発行日 令和2年3月31日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行 東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

新型コロナウイルスの潜伏期間は次のどれか？

- ①1～12.5日
②5～14日 ③30日

答えは裏面

家保通信

Vol. 34 No. 2 5月号

東京都家畜保健衛生所

令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続について

新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることを受け、農水省から、畜産事業者の皆様へ新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインが示されました。

ガイドラインの内容は、別添「畜産事業者のみなさまへPR版(新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部)」をご参照ください。

【農林水産省HP(新型コロナウイルス感染症について)≫畜産事業者の皆様へ
≫「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」】

URL : https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf

新型コロナウイルス感染症の予防対策

(参考：農林水産省
「新型コロナウイルス感染症の予防対策」)

- 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されています。しかしながら、食器や配膳などを通じた接触感染の可能性は否定できないため、食器等はよく洗ってから使用して下さい。
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
- 体調管理や、こまめな手洗い・手指の消毒、咳エチケットなど感染予防策を徹底して下さい。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において、操業停止や食品廃棄などの対応は必要ありません。

～石けんやハンドソープを使用して丁寧な手洗いを～



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。

さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石鹸やハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.001% (数十個)
	2回繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500, 2006 から作成)

(参考：厚生労働省「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」)

不要不急の海外渡航については自肅が呼びかけられています。畜産関係者の皆様には、改めてASF、FMD等の発生地域への渡航自肅をお願いいたします。



アカバネ病とイバラキ病の予防接種シーズンです

吸血昆虫が活動する夏から秋にかけて流行する牛のアカバネ病とイバラキ病の発生予防には、地域ぐるみで計画的にワクチン接種を行い、地域全体の家畜の免疫力を高く維持することが重要です。

これらの感染症のワクチン接種料について、国と東京都からの補助があります(事業実施：(公社)東京都獣医師会)。詳しくは別添のパンフレットをご覧ください、接種の申込は、東京都酪農業協同組合又は獣医師にご連絡願います。

区 分	接種時期	接種方法	接種対象
アカバネ病生ワクチン	毎年4月～6月末迄	1回接種(1ml 皮下注射)	繁殖牛 (候補牛含む)
イバラキ病生ワクチン	毎年5月～7月末迄	1回接種(1ml 皮下注射)	

注意事項:アカバネ病生ワクチン接種後、2週間以上の間隔をあけてイバラキ病生ワクチンを接種すること。健康状態に異常ある牛、分娩直前、直後の牛等については、獣医師に申し出ること。



「定期の報告」の提出をお願いします

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚 及びいのししの所有者	令和2年4月15日 まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥の所有者	令和2年6月15日 まで

報告書の様式の紛失や、書き方が分からない等のお問い合わせは当所までご連絡下さい。また、様式や記入の手引きは東京都産業労働局HPの「定期の報告」のページからもダウンロードが可能です。

【東京都産業労働局HP(家畜所有者の「定期の報告」)】

URL : <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>

**新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言に伴う当所の業務縮小により、畜産関係者の皆様にはご迷惑をおかけしております。
引き続き、当所業務にご理解・ご協力をお願いいたします。**

クイズの答え ① WHOの知見によれば、現時点で潜伏期間は1～12.5日（多くは5～6日）とされており、また、これまでのコロナウイルス情報などから未感染者については、14日間にわたり健康状態を観察することが推奨されています。（参照元：東京都福祉保健局HP「新型コロナウイルス感染症FAQ」）

都内事業者の皆様は、都民の食料の安定供給に重要な役割を担っています。今後も業務が継続して行えるように、農水省のガイドラインに沿って対策を行っていただき、もし万が一、従業員に患者が出た際は、管轄の保健所に報告して対応について指導を受ける等、適切な対応をお願いします。

発行日 令和2年4月28日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

次の動物のうちCOVID-19ウイルスの感受性が最も高いのはどれか？

①犬 ②猫 ③フェレット

答えは裏面

家保通信

Vol. 34 No. 3 6月号

東京都家畜保健衛生所

令和2年5月29日



7月1日から飼養衛生管理基準が改正されます

4月号で豚の飼養衛生管理基準が改正される旨お伝えしましたが、その後、全ての家畜において、7月1日に飼養衛生管理基準が改正される運びとなりました。この改正に伴い、**飼養衛生管理者の選任が義務づけられます。**なお、この選任された管理者に関する事項は当所までご報告いただくことになります。飼養衛生管理者に関する詳細は、添付の資料をご覧ください。

実際の報告方法については、別途ご連絡させていただきます。

また、改正後の基準の詳細は、今後の家保通信などでお知らせします。



飼養衛生管理者



報告



家畜保健衛生所

飼養衛生管理者とは・・・

- 衛生管理区域における、飼養衛生管理の責任者です。
- 衛生管理区域ごとに1人選任していただきます。
- (所有者自ら管理者となることも可能です。)

当所への報告事項

- 選任する飼養衛生管理者の、
- ①氏名 ②住所 ③電話番号 ④メールアドレス、
- ⑤管理する農場名と衛生管理区域名、
- ⑥当該衛生管理区域の代表住所



持続化給付金について～畜産事業者の皆様も対象です～

新型コロナウイルスの感染拡大により、全国の農林水産業に影響が広がっています。政府は、感染拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えするために、「持続化給付金制度」を創設しました。持続化給付金は、業種横断的に、個人・法人を問わず、畜産事業者も広く対象となる制度です。

持続化給付金制度の内容は、別添「持続化給付金のお知らせ」をご参照ください。また、さらに詳細を確認したい場合は、以下のURLに掲載の詳細版をご覧ください。

【農林水産省HP(持続化給付金(農林漁業者・食品関連事業者の皆様も対象です)) 》パンフレット(詳細版)】

URL: https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit-9.pdf

～死亡牛のBSE検査について、一部変更があります～

詳細は別添の「死亡牛届出電話受付カレンダー」をご参照ください。





豚の伝染病発生状況

ASF

韓国で、ASFの発生が続いています。飼養豚では10月9日の14例目発生以降、確認されていませんが、**野生イノシシでは京畿道、江原道の国境近くで5月20日までに計623件の発生が確認されています。**

また、**インド**では、1月26日の発生以降、5月21日までに飼養豚で11例の発生が報告されています。

PED

群馬県・千葉県で、PEDの発生が続いています。**群馬県**では5月3日に29例目、5月16日に30例目の発生が確認されています。

また、**千葉県**では昨シーズンから継続して発生していますが、5月7、8、14日に34～36例目の発生が確認されています。

～CSF(豚熱)について～

国内でのCSFの発生は、3月12日の沖縄県での発生以降確認されていません。しかしながら、**埼玉県・神奈川県**の東京都に隣接する地域で**野生イノシシのCSF陽性事例が確認されています。**

引き続き、防疫対策の徹底をお願いします。



鶏の伝染病発生状況

HPAI

アジアでのHPAIの発生が続いています。**ベトナム**では1月から5月まで毎月継続して家きんでの発生が確認されています。**台湾**でも2018年1月以降、2020年4月まで家きんや野鳥での発生がありました。

また、**欧州**では、**ハンガリー**で4月に196件、5月に13件の家きんでの発生が報告されています。



「定期の報告」の提出をお願いします

家きん飼養者の定期報告書の提出期限は**6月15日**です。まだ提出されていない方は、早めの提出をお願いします。また、**牛や豚などの飼養者の方は、提出期限が過ぎていますので早急に提出願います。**

クイズの答え ② OIEによれば、現在、COVID-19ウイルスに対する動物種の感受性や感受性動物における感染動態について研究が行われており、猫は最も感受性が高く、臨床症状を示したとの暫定結果が得られています。フェレットは猫より感受性が低く、犬も感受性はあるものの、その程度は猫・フェレットよりも低いとのことです。

これまでに家畜における感染事例は報告されていませんが、飼養衛生管理基準に基づき衛生管理を行うほか、動物と触れ合うときには、過度な接触を避けるようお願いします。

発行日 令和2年5月29日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

7月1日から伝染病の名称が変更されます。次のうち変更前の名称はどれか？

- ①結核 ②水疱性口内炎
③牛白血病

答えは裏面

家保通信

Vol. 34 No. 4 7月号
東京都家畜保健衛生所

令和2年6月30日



飼養衛生管理基準の改正等について

6月号で7月1日より、豚の飼養衛生管理基準が改正される旨お伝えしました。改正の具体的な内容については、別添の普及推進資料「飼養衛生管理基準の改正について（豚飼養者用）」をご覧ください。なお、**豚以外の牛・家さん等の改正の基準は10月以降に適用となりました。**また、併せて、一部の伝染病の名称が変更します。変更の詳細は別添の一覧をご覧ください。

豚の場合

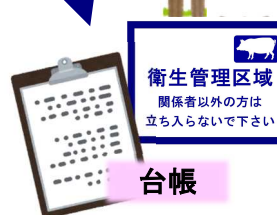
- ✓畜舎ごとの衣服・靴
- ✓着替える前後の衣服・靴を交差させない。

- ✓野生動物侵入防止のため、ネット等の設置・点検・修繕

適用：令和2年11月

- ✓入場に関する台帳を設置し、消毒実施の有無についても記録する。
- ✓出入り車両は、農場専用のフロアマットの使用等で、車内の交差汚染を防止

- ✓ねずみ・害虫駆除のため、殺鼠剤・殺虫剤の散布等の実施



台帳

消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図の作成・備え付け

- ✓犬や猫などの愛玩動物を衛生管理区域内で飼わない。

- ✓飼養衛生管理に関するマニュアル作成

適用：令和3年4月

- ✓肉類を含む残さを与える場合の加熱条件などが改正

適用：令和3年4月

- ✓野生いのしし生息地域の場合、防護柵等の設置

適用：令和2年11月

- ✓すべての農場で、担当の獣医師あるいは診療施設を定める





預託牛への6種混合生ワクチン接種の助成を開始

育成牛はウイルス性の呼吸器病や下痢症に感染しやすく、これらの感染症が経済的な損耗要因となっています。特に北海道等へ預託する育成牛は、輸送ストレスや集団飼育等による発生リスクが高いため、ワクチンによる予防対策が不可欠です。

東京都では、今年度より牛用6種混合ワクチン接種料の助成対象を拡充し、預託予定の育成牛への6種混合生ワクチン接種料についても助成対象とします。補助事業は(公社)東京都獣医師会が実施します。東京都酪農業協同組合が募集する預託牛については同組合が助成申請等の事務手続きを行います。助成をご希望の方は以下の連絡先にお問い合わせ願います。

補助対象ワクチン名	補助金	補助対象牛
牛用6種混合生ワクチン ^{注1)} (“京都微研”カーフウイン6)	470円／1頭分	預託予定の育成牛 (助成予定頭数 130頭分)
注1): 牛伝染性鼻気管炎(IBR)、牛ウイルス性下痢-粘膜病2価、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症、牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン 注2): このワクチンは、妊娠の可能性がある成牛には接種できません。 注3): 当該ワクチン接種には、別途60円／頭の管理費(事務手数料)を要します。		



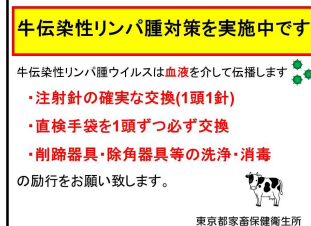
お問い合わせ先：東京都酪農業協同組合 Tel:042-557-0054



看板を配布しています

当所では、飼養衛生管理区域への立入禁止などの看板を配布しています。

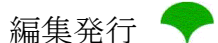
7月1日より、**牛白血病は牛伝染性リンパ腫に名称が変更するため、これに関する看板も作成しました。**また、外国語表記や、小さなお子様向けのひらがな表記の看板もあります。ご入用の方は当所までご連絡ください。



クイズの答え ③ 国際的な使用実態や専門家からの提言などを踏まえ、一般的に使われている名称に合わせるため、7月1日より変更になります。今回の選択肢のように、さほど名称の変わらない伝染病もあれば、牛白血病は牛伝染性リンパ腫になるなど、大きく変更する伝染病もあります。

発行日 令和2年6月30日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字 平井2759



編集発行 東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315



家畜・届出伝染病 新旧名称一覧

家畜伝染病

新名	旧名	家畜の種類(法令で規定)
^{ほう} 水疱性口内炎	水胞性口炎	牛、馬、豚
ブルセラ症	ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚
結核	結核病	牛、山羊
ピロプラズマ症	ピロプラズマ病	牛、馬
アナプラズマ症	アナプラズマ病	牛
^{ほう} 豚水疱病	豚水胞病	豚
ニューカッスル病	ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら
家きんサルモネラ症	家きんサルモネラ感染症	鶏、あひる、うずら

届出伝染病

新名	旧名	家畜の種類(規則で規定)
牛ウイルス性下痢	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛、水牛
牛伝染性リンパ腫	牛白血病	牛、水牛
^{しん} 牛丘疹性口内炎	^{しん} 牛丘疹性口炎	牛、水牛
トリパノソーマ症	トリパノソーマ病	牛、水牛、馬
トリコモナス症	トリコモナス病	牛、水牛
ヘンドラウイルス感染症	馬モルビリウイルス肺炎	馬
トキソプラズマ症	トキソプラズマ病	めん羊、山羊、豚、イノシ
山羊関節炎・脳炎	山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊
豚テシオウイルス性脳脊髄炎	豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚、イノシ
鶏伝染性気管支炎	伝染性気管支炎	鶏
鶏伝染性喉頭気管炎	伝染性喉頭気管炎	鶏
鳥結核	鶏結核病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鳥マイコプラズマ症	鶏マイコプラズマ病	鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン症	ロイコチトゾーン病	鶏
あひるウイルス性肝炎	あひる肝炎	あひる
^{うさぎ} 兎出血病	^{うさぎ} 兎ウイルス性出血病	うさぎ
バロア症	バロア病	蜜蜂
ノゼマ症	ノゼマ病	蜜蜂

家保通信

Vol. 34 No. 5 8月号

東京都家畜保健衛生所



令和2年7月30日

全国の猛暑日の年間日数は
ここ100年でどれだけ増加
したか？

①0.9日 ②1.8日 ③2.7日

答えは裏面

夏季休暇期間中の口蹄疫、アフリカ豚熱等の防疫対策の徹底について

世界の伝染病発生状況として、5月には中国で口蹄疫(FMD)の発生が確認されました。また、アジア・ヨーロッパではアフリカ豚熱(ASF)が継続的に発生しており、最近では7月にベトナムの豚、韓国の野生イノシシで発生が確認されています。さらに、ベトナム・台湾では高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が継続的に発生しています。

このような中、新型コロナウイルス感染の影響で渡航の制限等の対策が講じられていましたが、6月には、ベトナム・タイ・オーストラリア・ニュージーランドの4か国を対象にビジネス客や技能実習生などに限定し、出入国制限を緩和する方針が決定しています。**そのため、今後、訪日外国人は徐々に増加していくことが見込まれます。**

このような状況を鑑み、**夏季休暇期間中においても、引き続き防疫対策の徹底をお願いします。**

1. 海外渡航の自粛

- ✓FMD、ASF、HPAI等の発生地域への渡航は自粛すること。

2. 消毒・衛生管理区域への病原体持ち込み防止の徹底

- ✓看板設置等により、衛生管理区域に必要な人が立ち入ることや、不要な物を持ち込むことのないようにすること。
- ✓衛生管理区域に立ち入る場合や物を持ち込む場合は、手指の消毒、専用の靴の着用等、必要な措置を実施すること。
- ✓野生動物の侵入防止対策として、適切な防護柵・防鳥ネットの設置等を行うこと。

3. 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

- ✓毎日の健康観察は入念に行うこと。
- ✓**特定症状等(※)**を示している家畜を発見した時は家保にすみやかに連絡すること。

※特定症状等の詳細は別紙を参照ください。

4. 肉製品等を含む畜産物の適切な扱いの徹底

- ✓野生動物への感染防止策として、公園等において肉製品等を含む畜産物を放置しないこと。
- ✓国際郵便受領時は、**別紙「外国からの従業員を受け入れていらっしゃる農家の皆様へのお願い」**に基づき対応すること。



「新しい生活様式」における熱中症予防について

8月はいずれの畜種も暑熱による被害が最も大きい月です。そのため、農場における一層の暑熱対策が求められます。

この暑熱対策に加え、新型コロナウイルスの発生に伴い、**感染防止の基本である、身体的距離の確保・マスク着用等の「新しい生活様式」の熱中症予防行動が求められています。**畜産関係者の皆様におかれましては、農場の暑熱対策に加え、「新しい生活様式」における熱中症予防行動に配慮し、作業を行いましょう。

～「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント～

参考：環境省・厚生労働省
「令和2年度の熱中症予防行動」

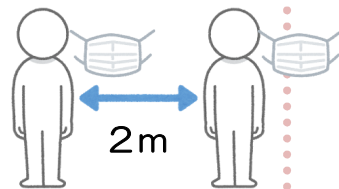
1. 暑さを避けましょう

- ✓換気扇や窓の解放により、換気を確保
- ✓暑い日や時間帯は無理をしない
- ✓涼しい作業着を着用



2. 適宜マスクを外しましょう

- ✓気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ✓屋外で人と十分な距離（2メートル）を確保できる場合はマスクを外す
- ✓マスク着用時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとる



3. こまめに水分補給しましょう

- ✓のどが渇く前に水分補給
- ✓1日あたり1.2リットルを目安に
- ✓大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



あごに付着している物質がマスクの内側についてしまう恐れがあるため、マスクはあごにかけない。

4. 日頃から健康管理をしましょう

- ✓日頃から体温測定・健康チェック
- ✓体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養



5. 暑さに備えた体づくりをしましょう

- ✓暑くなりはじめの時期から適度に運動を
- ✓水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ✓「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度



クイズの答え ② 気象庁によれば、1910～2019年で100年あたり1.8日増加しています。また、最近30年(1990年～2019年)の平均年間日数(約2.3日)は、統計期間の最初の30年(1910～1939年)の平均年間日数(約0.8日)と比べて約2.9倍にも増加しています。猛暑日を例にとっても日本の夏は確実に暑くなっていることがわかります。このため、より一層の暑熱対策・熱中症予防行動の実施をお願いいたします。

2020年に初めてアフリカ豚熱 (ASF) が確認された国は次のどれか？

- ①インド ②ベトナム
③フィリピン

答えは裏面

家保通信

Vol. 34 No. 6 9月号
東京都家畜保健衛生所

令和2年8月28日



10月より飼養衛生管理基準が改正されます(豚・イノシ以外)

10月より、豚・イノシシを除く家畜について、改正後の飼養衛生管理基準が適用されます。改正の具体的な内容については、別添の普及推進資料「飼養衛生管理基準の改正について(牛・家きん飼養者用)」をご覧ください。一部の基準について、適用日が10月より先のものもありますが、適用日に間に合うよう計画的な対応をお願いします。



基準	牛・緬山羊 (令和2年10月～)	鶏等の家きん (令和2年10月～)	豚・イノシシ (令和2年7月～)
マニュアル作成	○ 【適用：令和4年2月】	○ 【適用：令和4年2月】	○ 【適用：令和3年4月】
衛生管理区域内での 愛玩動物の飼育禁止	○	○	○
獣医師等の 健康管理指導	○	○	○
放牧の取組	○ 【適用：令和3年10月】	—	○ 【適用：令和3年4月】
防鳥ネット等の設置	—	○ 【適用：令和3年10月】	○ 【適用：令和2年11月】
更衣・車両の 交差汚染防止措置	○	○	○
畜舎ごとの衣服	—	—	○ (大臣指定地域に限る)
畜舎ごとの靴	○	○	○
ねずみ・害虫の駆除	○	○ (改正前より取組が詳細化)	○
衛生管理区域内の 整理整頓・消毒	○	○	○
衛生管理区域から 搬出する物品の消毒	○	○	○

野生イノシシの豚熱(CSF)感染について(都内4・5例目)

都内における野生イノシシの豚熱(CSF)感染について、号外で1～3例目をお伝えしましたが、その後、**あきる野市で発見された死亡イノシシで4・5例目が確認されました。**

改正後の飼養衛生管理基準において、野生動物の侵入防止措置の適用は令和2年11月からとなりますが、CSF陽性イノシシが続けて発見されている状況を鑑み、早めの対応をお願いします。

【都内CSF陽性イノシシの状況】(令和2年8月27日時点)

例数	検査日	場所	個体情報		発見日
			性別	成子の別	
1	令和2年7月2日	青梅市	オス	成獣	令和2年6月27日
2	令和2年7月14日	八王子市	オス	成獣	令和2年7月12日
3	令和2年7月15日	あきる野市	メス	成獣	令和2年7月14日
4	令和2年8月7日	あきる野市	メス	成獣	令和2年8月7日
5	令和2年8月13日	あきる野市	オス	成獣	令和2年8月12日

飼養衛生管理者の選任・報告をお願いします

6月号で、飼養衛生管理基準の改正に伴い、飼養衛生管理者の選任が義務付けられる旨お伝えしました。この選任された管理者に関する事項について、別添の様式にご記入いただき、返信用封筒に切手貼り付けの上、当所あて、**令和2年9月25日までに**返送願います。

当所への報告事項

- (1) 選任する飼養衛生管理者の、①氏名 ②住所 ③電話番号 ④メールアドレス
(2) 農場の名称、住所

※ご登録いただいた個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有・飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用するため、東京都が収集し国に報告します。これらの目的以外では利用いたしません。

クイズの答え ① 2020年1月26日にインドで初めてASFが確認されました。それ以降、現時点までに豚で11件の発生が確認されています。なお、ベトナム、フィリピンでは2019年に初めて確認されており、アジアの広い地域でASFが発生しています。改正後の飼養衛生管理基準に基づき、野生動物の侵入防止など防疫対策の徹底をお願いします。

発行日 令和2年8月28日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 34 No. 7 10月号
東京都家畜保健衛生所



令和2年9月30日

都内の狩猟期間の開始日は次のどれか？

- ①10月15日 ②11月1日
③11月15日



答えは裏面

群馬県で豚熱(CSF)が発生しました(県内初)

9月26日に、群馬県高崎市の豚熱(CSF)ワクチン接種農場において、豚熱(CSF)の発生が確認されました。今回の発生は国内59例目で、3月12日の沖縄県での発生以来となります。

東京都でもCSFワクチン接種を実施していますが、都内でCSF陽性イノシシが継続して発見されています。また、アジアでは、韓国などでアフリカ豚熱(ASF)が継続して発生しています。CSF・ASFともに発生のリスクが高まっています。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

発生農場

所在地：群馬県高崎市

飼育状況：豚 約5,390頭

9月25日	9月上旬から飼養豚の下痢、死亡が見られた当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施。
9月26日	群馬県家畜保健衛生所の検査によりCSFの疑いが生じたため、国の検査機関（農研機構動物衛生研究部門）で精密検査を実施。CSFの患畜であることを確認。

衛生管理区域の 衛生対策の徹底

- ✓手指の洗浄・消毒
- ✓専用の衣服・靴の使用
- ✓衣類・靴・器具の洗浄・消毒

衛生管理区域への 病原体の侵入防止措置

- ✓野生動物の侵入防止
- ✓車両消毒の徹底
- ✓部外者の立入禁止

衛生管理区域外への 病原体拡散防止

- ✓退出する人、車両の消毒
- ✓家畜の出荷・移動時の健康観察

**毎日家畜を観察し、異常（※）があったらすぐに
当所まで連絡してください。**

※異常について、別紙「豚熱(CSF)・アフリカ豚熱(ASF)特定症状」
をご参照ください



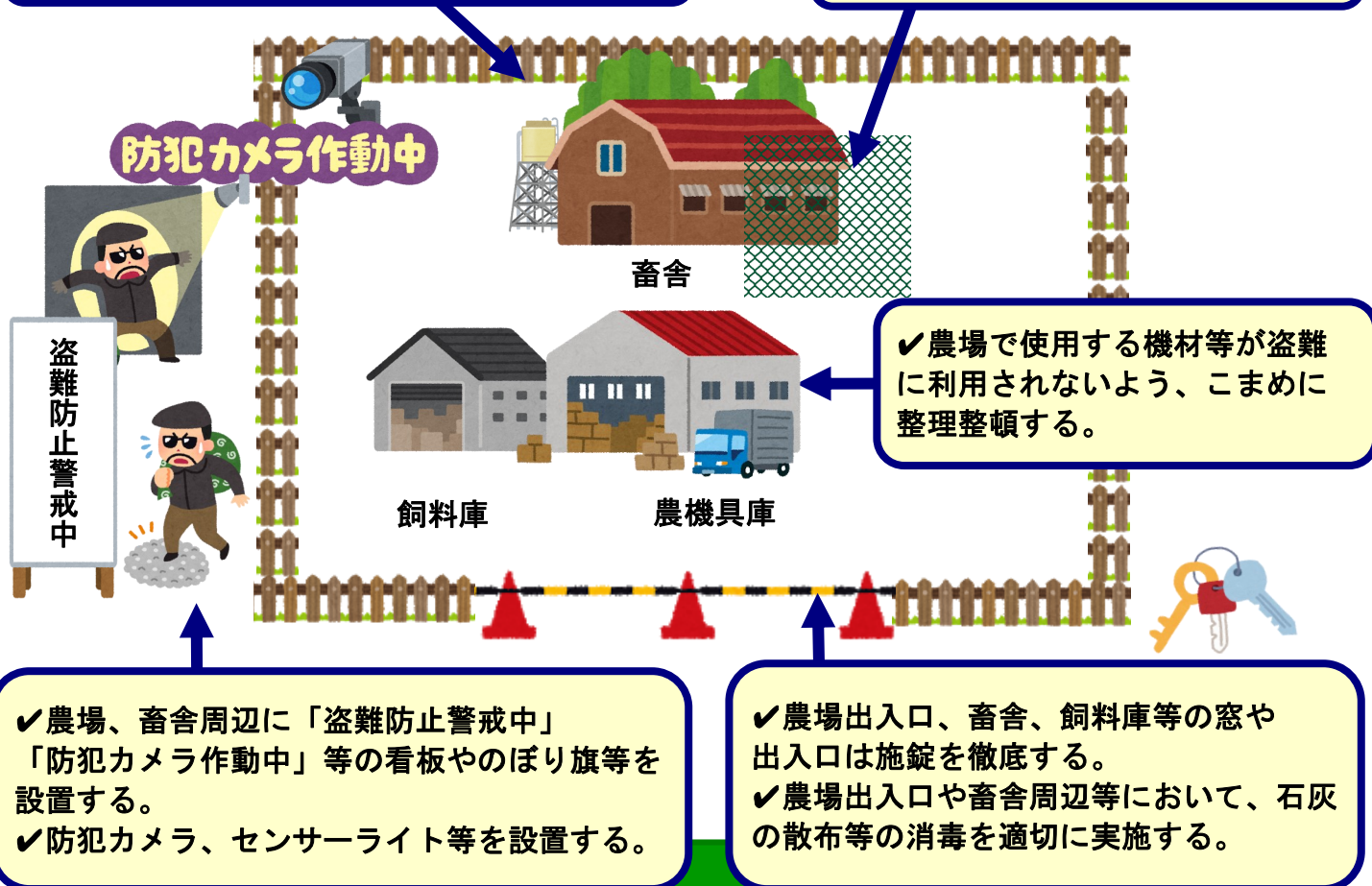
家畜・家さんの盗難にご注意ください

6月ごろから、栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県において、子牛や豚、鶏、山羊の盗難被害が続いています。

家畜の盗難は、経済的損失だけでなく伝染病の侵入リスク等があり、**家畜防疫上も重要な問題です**。以下に盗難被害防止のポイントをまとめたので、農場運営の参考にしてください。

✓家畜・家さんの飼養頭羽数をこまめに確認。
盗難の被害が発生していないか確認する。

✓農場、畜舎周辺にネットや柵等を
設置し、侵入しにくい環境を作る。



**不審者・不審車両を見かけた際や被害が判明した際は、
速やかに警察に通報を！**

クイズの答え ③ 狩猟期間は、鳥獣保護管理法で定められており、北海道以外の地域は毎年11月15日から翌年2月15日とされています。東京都や近隣県ではCSFウイルスに感染した野生イノシシが継続して見つかっています。これから紅葉シーズンになるとともに登山などで山林等に入る機会も多くなるとは思いますが、CSFウイルスを拡げないために、山林から出るときには靴底などの泥をよく落としてください。また、野生イノシシが近づかないよう、エサとなる生ゴミ（特に肉製品）等のゴミを野外に放置しないようお願いします。

発行日 令和2年9月30日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行 東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 34 No. 8 11月号

東京都家畜保健衛生所



令和2年10月30日

かほクイズ

昨年度の都内のクマ出没報告数は次のどれか？

①約50 ②約100 ③約150



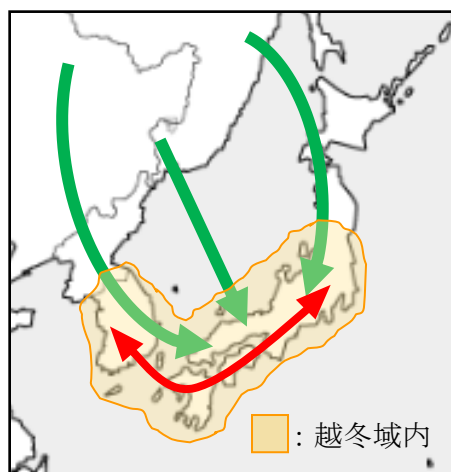
答えは裏面

渡り鳥の飛来シーズンに向けて早めの対策を！

10月21日、韓国において、1年8か月ぶりに野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)ウイルスが検出されました。

国内では2018年1月以降、家きんにおけるHPAIの発生はありませんが、台湾や中国などのアジアでは家きんでの発生が継続して確認されています。

今後、本格的な渡り鳥の飛来シーズンをむかえるにあたり、国内へのHPAIウイルス侵入リスクが非常に高まります。これに備え、防鳥ネットの設置・修繕等、早めの対策をお願いします。



【秋の渡りルートと越冬域内の移動】

💡 飼養衛生管理の確認ポイント 💡

- ✓ 衛生管理区域、鶏舎への出入りの際の消毒の徹底
- ✓ 家きん舎出入口への踏み込み消毒槽の設置と定期的な消毒薬の交換
- ✓ 家きん舎への防鳥ネットの設置、修繕
- ✓ 家きん舎の壁の破損や隙間の修繕
- ✓ 家きん舎周囲の清掃、整理整頓
- ✓ 部外者の立入禁止、不要な物品の持ち込み禁止



車両消毒



定期的な消毒薬の交換



破損箇所の修繕



衛生管理区域の整理整頓

- ・ **死亡羽数が通常の2倍以上に増加した**
 - ・ **5羽以上がまとまって死亡している** など、
- 家きんに異常(※)がみられた場合は直ちに当所までご連絡ください！

※異常の詳細は、別紙をご参照ください

外国からの持ち込み品からアフリカ豚熱ウイルス検出

8月31日、羽田空港においてフィリピンのマニラ空港発の旅客の違法持ち込み品（ソーセージ 2.2kg）から、アフリカ豚熱（ASF）の生きたウイルスが検出されました。**感染力のあるウイルスが国内で確認されたのは今回で3例目となります。**

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。また、外国人の見学者やアルバイトを受け入れる農場では、母国から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起をお願いします。

ASFウイルス分離事例	
1例目	到着日：2019年1月12日 （上海発 中部空港着）
2例目	到着日：2019年1月12日 （青島発 中部空港着）
3例目	到着日：2020年8月31日 （マニラ発 羽田空港着）



マニラからのソーセージ
（画像引用元：農林水産省HP）

出荷・移動の際は適切な標識の実施をお願いします

他県のと畜場において、ワクチン接種豚の標識（「V」マーク）が消えている事例が増えています。と畜場や他農場へ輸送する際は引き続き全頭への標識塗布の徹底をお願いします。

【標識を付す場所】



【標識の例】



塗布の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗布します。
- ・可能な限り、左右対称な「V」としてください。

クイズの答え ③ 環境省の調査によれば、昨年度の都内のクマ出没報告数は133でした。今年はクマの大量出没により、農業被害や人身被害が多発しています。野生動物侵入防止対策を万全にして、家畜への被害を防ぎましょう。

発行日 令和2年10月30日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL：042-588-7171 FAX：042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯：090-6941-4315

家保通信

Vol. 34 No. 9 12月号

東京都家畜保健衛生所



令和2年11月26日

家畜改良増殖法の改正により、
和牛の精液・受精卵の譲渡等記録
の作成が義務付けられました。
記録の保管年限は次のどれか？

①3年間 ②5年間 ③10年間



高病原性鳥インフルエンザ～香川県で続発、福岡県・兵庫県でも発生～

香川県で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が継続しています。

また、11月25日には、福岡県宗像市と兵庫県淡路市の養鶏場でもHPAI発生が確認されました。野鳥の糞便等からもHPAIのウイルスが検出されています。家きん・野鳥等の発生状況は別紙のとおりです。

今回の香川県での続発を受けて、国から緊急提言がなされました。この提言では、早期通報や野生動物侵入防止対策、畜舎周り・車両の消毒等のほか、**10月に新たに定められた基準の、家きん舎ごとの手袋（または手指の洗浄・消毒）・長靴等の交換や、資材・機材の消毒を関係者が一体となって徹底して行うことが求められています。**HPAIの発生リスクが非常に高い状況です。毎日の健康観察を行うとともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

HPAI発生農場で指摘された事項 ～国の疫学調査チームの現地調査より～

家きん舎ごとの 専用の靴等

- ✓従業員は農場専用の長靴と手袋を使用し、鶏舎に入る際には踏み込み消毒を実施していたが、長靴や手袋は家きん舎ごとに交換していなかった。
- ✓鶏舎ごとに専用の長靴と踏み込み消毒槽を設置していたが、長靴の履き替えの際に鶏舎内外の動線が交差していた。



車両消毒

- ✓車両消毒のゲートが農場外に設置されており、消毒後、農場に入場する前に一般道を通過せざるを得ない状況であった。



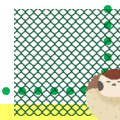
野生動物 侵入防止対策

- ✓発生鶏舎内でネズミのものと思われる小動物の糞あり。隣接する鶏舎内にはネズミの死体が確認された。



防鳥ネット

- ✓鶏糞の一時集積場には防鳥ネットが設置されていなかった。また、堆肥置き場には防鳥ネットが設置されていたものの、隙間や破損が見られた。



早期発見・早期通報をお願いします！



千葉県で豚流行性下痢(PED)発生 / 冬の防寒対策について

11月17日、千葉県で豚流行性下痢(PED)が発生しました。

本病は気温が低下する時期に発生が増加します。本格的な冬のシーズンに向けて、衛生対策に加えて防寒対策も行いましょう。



冬期の衛生管理のポイント



子豚は寒さに弱く、寒冷ストレスは哺乳能力の低下や発育不良の原因になります。また、呼吸器病が多発しやすいため、温湿度管理とアンモニアガス低減のための換気が重要です。



子豚の快適温度を維持しましょう

快適温度：離乳後最初の1週間は28～30℃、その後1週間に2度ずつ下げ、最終的に20～22℃を保つ。



適性湿度(60～80%)を維持しましょう



十分に換気しましょう

☒ 日中の比較的暖かい時間を見計らって窓や扉、カーテンを開け、畜体に風が直接あたらないように、ゆっくりと畜舎全体の空気を入れ替える。

栃木県那須塩原市で豚熱(CSF)感染のイノシシが確認されました。(県内初)
詳細はURLを参照ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/houdou/csf_kaigi_201124.html



家畜改良増殖法が改正 / 家畜遺伝資源法が施行

10月に、和牛の遺伝資源の保護を目的として、家畜改良増殖法の改正及び家畜遺伝資源法が新たに施行されました。これに伴い、精液や受精卵の保存・譲渡に制限がかかるほか、**授精所の運営状況について、所在の都道府県への報告・変更の届出**が義務付けられました。また、和牛では、精液等のストローへの種雄牛名等の表示や、精液等を譲受・譲渡等した際の記録簿の記録・保存が義務付けられました。改正・施行の詳細は以下のURLをご参照ください。

農林水産省「家畜遺伝資源の管理・保護」>

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/kachiku_iden.html



クイズの答え ③ 今回の法律の改正で、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びそれらの交雑種の精液・受精卵を特定家畜人工授精用精液等として、譲受・譲渡・廃棄・亡失をした際の記録簿の記録とその記録簿の10年間の保存が義務付けられました。

家保通信

Vol. 34 No. 10 1月号
東京都家畜保健衛生所



令和2年12月24日

国内で今シーズン発生しているHPAIウイルスは昨冬どこで流行したもののか。

- ①アジア ②ヨーロッパ
③アフリカ

答えは裏面

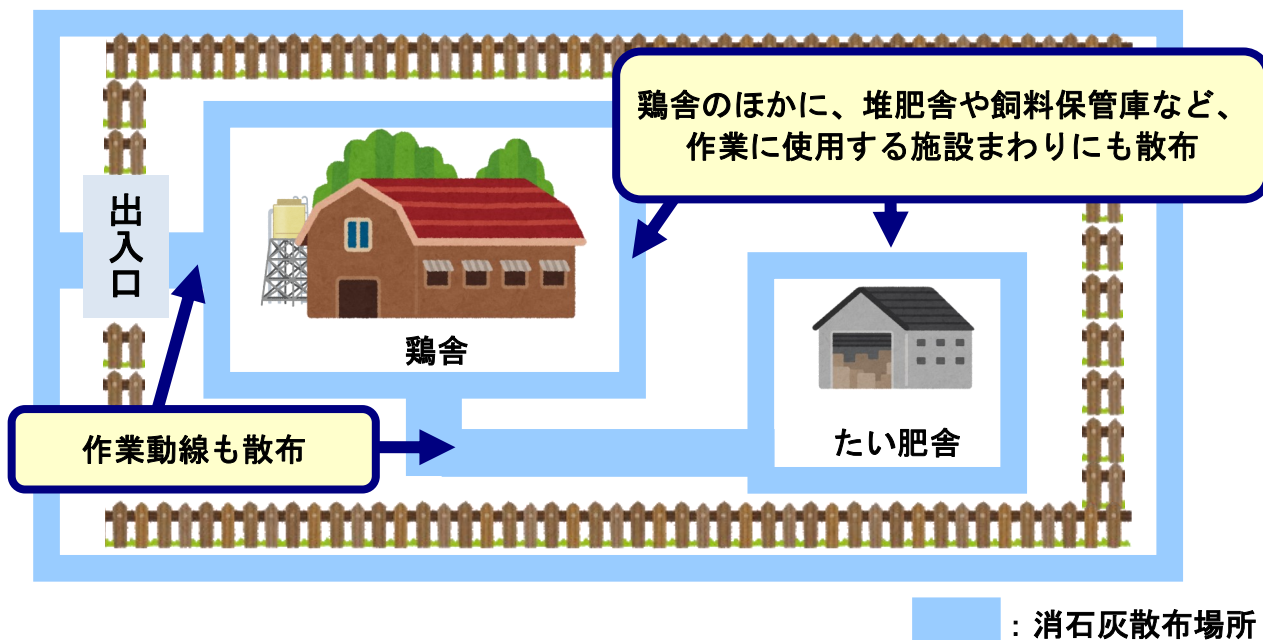


年末年始も万全たる衛生対策を！

11月5日の香川県での高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) 発生以降、複数県の農場でHPAIの発生、国内各地の野鳥等からHPAIウイルスの検出が続いています。国の研究機関によれば、香川県の今季1例目の養鶏場から分離されたHPAIウイルスは、感染してから死亡するまでの期間が以前発生したウイルスよりも長い傾向が認められています。

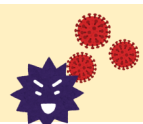
今シーズンのHPAIは例年になく早期から続発・多発しており、殺処分羽数は過去最大の状況です。このような状況から号外6で農場等の緊急消毒をお願いしたところです。年末年始も気を緩めず、消毒のほか、野鳥・野生動物の侵入防止対策など飼養衛生管理基準の遵守・徹底をお願いします。

消石灰による鶏舎周囲・農場外縁部等の消毒方法の一例



- 💡 消石灰は、出来る限り広範囲に、地面が白く覆われるよう定期的に散布
- 💡 繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果が無くなるので注意
- 💡 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋などの防護対策を実施

国内のHPAI発生状況や今季初発のHPAIウイルスの病原性については裏面のリンクをご参照下さい。





豚熱免疫付与状況確認検査・豚病抗体調査のお知らせ

令和3年1月から今年度2回目となる豚熱(CSF)免疫付与状況確認検査の採血を行います。また、この血液を用いて、豚病抗体調査も実施いたします。
実施内容は下表のとおりです。なお、訪問日時は個別にお知らせします。

豚熱(CSF)免疫付与状況確認検査	
採血頭数	CSFワクチン接種後4週間以上経過した豚から30頭以上 (1豚舎あたり5頭以上)
豚病抗体調査	
血清抗体検査項目	オーエスキー病、PRRS、PED、その他
糞便検査項目	寄生虫検査

12月16日、群馬県でPEDの発生が確認されました(今年5月以来の発生)
詳細はURLを参照ください。

<https://www.pref.gunma.jp/06/f0100388.html>



牛の中毒事例 ー他県の報告よりー

NOSAI広島 庄原家畜診療所より、子牛の中毒事例が報告されています。

～ 子牛の食塩中毒 ～

約1ヵ月齢のF1子牛2頭が、呼吸困難や哺乳後の神経症状、重度の脱水などが認められ、1頭死亡しました。この子牛には推奨値の2～3倍濃い濃度の代用乳が給与され、水の給与がなく、食塩中毒と診断されました。

これは、自由飲水により避けられた事例です。子牛は常時新鮮な水が飲める環境で飼養しましょう。

○令和2年度 高病原性鳥インフルエンザ国内発生事例について(農林水産省HP)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r2_hpai_kokunai.html

○今季国内初発の高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析(農林水産省HP)

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/press/laboratory/niah/137718.html

クイズの答え ② 今シーズン発生しているHPAIウイルスは、昨冬ヨーロッパで流行したものが渡り鳥の繁殖地にシベリアに運ばれ、渡り鳥の越冬地への移動に伴って日本に持ち込まれたという見解が国の研究機関から示されました。今シーズンは例年になく、早期から続発・多発している状況です。年末年始も引き続き衛生対策の遵守・徹底をお願いします。

発行日 令和2年12月24日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 34 No. 11 2月号
東京都家畜保健衛生所



令和3年2月2日

国の調査で示唆された、子豚のCSFワクチン接種の推奨日齢は次のどれか？

- ①30～40日齢 ②40～50日齢
③50～60日齢

答えは裏面



家畜所有者の定期の報告のお願い

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び飼養衛生管理状況について、家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告する必要があります。令和3年分の定期報告書の受付を2月1日から開始します。また、**昨年の飼養衛生管理者の新設や飼養衛生管理基準の改正に伴い、様式の内容が変更している**ので、**ご注意ください**。なお、**昨年分の定期報告書を提出していただいている所有者の皆様には、当所から通知文及び報告様式等を送付しております**。報告期限までには余裕がありますが、忘れてしまわないよう早めの提出をお願いします。

＜提出書類＞

1 定期報告書 ～赤字部分が変更部分です～

- 1) 基本情報（家畜の所有者・**飼養衛生管理者**・農場の所在地・飼養頭羽数等）
- 2) 飼養衛生管理基準の遵守状況（小規模所有者は提出不要）

：基準改正に伴い、点検事項が増えています。所有家畜毎に自己点検してください。

2 添付書類（小規模所有者は提出不要）

農場の平面図、消毒設備の設置状況、家畜の飼養密度、埋却用地の確保状況など

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	令和3年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	令和3年6月15日まで

＜報告書の提出（郵送）先＞

東京都家畜保健衛生所 〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字平井2759

＜その他＞

- ・報告事項（飼養頭羽数等）は、**令和3年2月1日時点**の状況を記入して下さい。
- ・報告様式、手引き等は都庁ホームページからも入手できます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>

- ・定期の報告に関するお問い合わせは当所までご連絡下さい。



高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が続いています

これまでもお伝えしておりますが、国内各地で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が続いています。また、野鳥等でも各地でHPAIウイルスが検出されています。発生状況の詳細は別添をご参照ください。引き続き、飼養衛生管理の改善・強化をお願いします。



羽田空港にて旅客所持品からアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検査陽性

1 1月号で、羽田空港において旅客の違法持ち込み品から、アフリカ豚熱(ASF)の生きたウイルスが検出されたことをお伝えしました。その後、**コロナ渦の影響で便数・旅客数が大幅に減少しているものの、同空港では令和2年9月以降、ASFウイルス遺伝子陽性事例が2件確認されています。**引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底のほか、農場に肉製品が違法に持ち込まれないようご注意ください。



画像引用元：
農林水産省HP

【CSF】12月25日に山形県、12月29日に三重県、1月26日に和歌山県で、豚熱(CSF)が発生しました。

3県ともに、ワクチン接種推奨地域での発生となります。本事例を受けて、農水省から予防対策の提言がありました。こちらの詳細は別添をご覧ください。

また、CSF発生の詳細は以下のURLを参照ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/140001/butanetsujoho.html> (山形県HP)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500014330.htm> (三重県HP)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/csf.html> (和歌山県HP)

【PED】千葉県で豚流行性下痢(PED)の発生が続いています。

また、1月28日に鹿児島県でもPEDの発生が確認されました。



クイズの答え ③ 国の調査によれば、CSFワクチンを初めて接種した母豚から出生した子豚は、移行抗体の影響が長く続くことで、50日齢未満で接種した場合だと抗体価の上昇が抑制されたり遅延したりする可能性があるとのことです。今後も適切なワクチン接種を行うため、ワクチン接種を控えている子豚について、あらかじめ余裕を持って当所までご連絡をお願いします。

発行日 令和3年2月2日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

次の畜種のうち、ワクチンの承認数が最も多いのはどれか？

①牛 ②豚 ③鶏

答えは裏面

家保通信

Vol. 34 No. 12 3月号

東京都家畜保健衛生所



令和3年3月2日



暖かくなっても鳥インフルエンザに警戒を！

2月以降も高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生が続いています。

2月は11例の発生が確認されていますが、そのうち**7例は千葉県、1例は茨城県の養鶏場での発生と関東圏での発生が続いています。**また、野鳥等でも関東圏において、2月は栃木県の死亡野鳥3例、千葉県の野鳥糞便1例とHPAIウイルスの検出が続いています。

国の研究機関の調査によれば、今シーズン発生のHPAIウイルスはシベリアから渡り鳥によって持ち込まれたことが示唆されていますが、**渡り鳥は5月ごろまで国内に飛来しているため、暖かくなってもHPAI発生リスクが非常に高い状況は変わりません。**気を緩めず衛生対策の徹底をお願いします。

【ロシアにおけるHPAI（H5N8亜型）ウイルスのヒトへの感染について】

ロシアにおいてHPAIウイルス（H5N8亜型）のヒトへの感染が確認されました。なお、ロシア政府当局によれば、感染した7名は一時体調を崩したものの、その後回復しており、ヒトからヒトへの感染が確認されていないとのことです。また、国からの情報提供によると、遺伝子解析において、ヒトに感染するタイプのウイルス変異も認められていないとのことです。

海外ではこれまでに、H5N8亜型ウイルスにかかわらず、ヒトが鳥インフルエンザに感染した鶏に感染対策なく**濃密に接した場合に感染した事例が報告されていますが、国内では鳥からヒトに感染した事例はありません。**



アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理について

家畜を飼養する際は、飼養衛生管理基準に基づく飼養に加え、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が求められるようになってきました。

この度、農林水産省・環境省より、農場におけるアニマルウェルフェアに基づく飼養管理について通知が発出されました。アニマルウェルフェア全般の概要については、別添のリーフレットをご確認ください。



飼養衛生管理マニュアル例について

飼養衛生管理基準の改正により、豚では令和3年4月より、飼養衛生管理マニュアルの作成・運用が義務付けられました。

現在、都内養豚場の現状に即した飼養衛生管理マニュアル例を策定しているところです。今後、こちらのマニュアル例を豚飼養者の皆様に配布する予定ですので、農場でご活用ください。



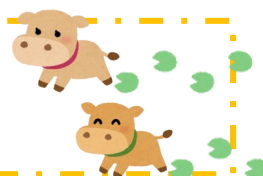
牛の飼養衛生管理基準に関する説明会を開催します

飼養衛生管理基準の改正を受け、牛飼養者の方や関係者を対象とした説明会を以下のとおり開催します。対象者の方には、当所から通知文を送付しておりますので、ご確認ください。なお、**新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の状況によっては、開催を中止する可能性があります。**中止の場合はご連絡いたします。



【日時】 令和3年3月19日（金）13時～14時30分

【場所】 東京都家畜保健衛生所



定期の報告の提出をお願いします

定期報告書の提出期限は以下のとおりです。忘れずにお早めの提出をお願いします。今年度は法改正に伴い、様式が変更しているので、ご注意ください。

昨年度ご提出いただいた飼養者の方には様式を送付していますが、紛失等してお求めの際は当所までご連絡ください。

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	2021年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	2021年6月15日まで

クイズの答え ③ 農林水産省動物医薬品検査所 動物用医薬品等データベースによると、牛は約50品目、豚は約100品目、鶏は約140品目のワクチンが承認されています。（令和3年3月1日時点）

ワクチンは品質や安全性が担保されたものが流通していますが、品質や安全性の問題等により、副作用や回収に至る事例もあります。接種したことで体調が優れない等の症状が見られた場合は、かかりつけの獣医師に相談するなど、適切な対応をお願いします。

発行日 令和3年3月2日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字
平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

新型コロナウイルス感染拡大防止 のための対応について

日頃から、当所の業務にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発出され、都においてもテレワークの一層の推進等の対策を実施することとなりました。これに伴い、当所でも業務の縮小を行うため、業務の一部見直しや延期を実施いたします。なお、下記の業務体制は緊急事態宣言終了までとし、状況に応じて適宜変更します。

継続する 業務

- ✓病性鑑定業務
- ✓家畜伝染病の疑いや異常家畜の通報に対する対応
- ✓検査（死亡牛のBSE検査（※））、転飼に必要な腐蛆病、牛牧場預託に必要な検査等）
- ✓CSF（豚熱）ワクチン接種
- ✓届出の受付（獣医事届出、飼料及び肥料関係の届出）
- ✓その他所長が必要と認めた業務



それ以外の 業務

原則として、緊急事態宣言終了まで延期または中止します。

その他

通常より事務処理に時間がかかる場合がありますので、申請等は早めに行っていただきますようご協力をお願いします。

連絡時間

家畜保健衛生所 9:00～17:00
肥飼料検査センター 8:30～16:00



※死亡牛のBSE検査について、一部変更があります。
詳細は別添の「死亡牛届出電話受付カレンダー」をご参照ください。



神奈川県で、CSF(豚熱)感染の 野生イノシシが確認されました (県内初)

神奈川県相模原市内で発見された死亡野生イノシシについて、令和2年5月11日に国の検査機関において遺伝子解析を実施した結果、CSF(豚熱)の感染が確認されました。なお、野生イノシシで感染が確認されたのは県内初となります。

死亡野生イノシシの概要

発見日：令和2年5月9日(土曜日) 発見場所：神奈川県相模原市緑区佐野川

死亡個体：成獣 雄 体長100cm



**感染イノシシ発見地点から半径10km圏内に、
八王子市・あきる野市・檜原村が入っています！
なお、その範囲には都内豚飼養農場はありません。**





飼養衛生管理基準の徹底のお願い



○野生動物の侵入防止対策

- ・ 境界に柵等の設置、壁・窓の破損修繕を行い**家畜と野生動物の接触を防止**
- ・ 家畜の死体は保管庫等により処理までの間、**野生動物と接触がないよう保管**
- ・ 外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあるため、**犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しない**

○人・車両・飼料等によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 看板の設置などにより**不要な物の持ち込み、不要な人の立ち入り**を防止
- ・ **衛生管理区域内専用の衣類・靴を設置**、本区域内に立ち入る全ての人が着用
- ・ 飼料給与の際は、食品循環資源を原材料とする飼料を与える場合は、**動物由来品（牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等）が含まれているか確認すること**

○飼養管理の記録の保管

- ・ 家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常・死亡等に関する記録および保管

- ・ **これまで以上に、消毒の徹底、特に出入りする車両の消毒を徹底して下さい。**
- ・ **と畜場、家畜市場に行く場合は、交差汚染に十分に注意し、出場時の消毒は必ず実施して下さい！**

◎豚の導入時の注意

※ 豚を導入する場合は

- (1) 導入元の疾病状況の確認
- (2) 導入元周辺地域の状況確認
- (3) 家畜商、飼料会社等に対し、発生農場やその周辺地域への立入がないか確認
- (4) 導入後の隔離
- (5) 豚の症状の確認
- (6) 導入記録の保存

**不明な点や心配なことがある場合、導入の判断に迷う場合は
当所までご連絡下さい**

引き続き、ワクチン接種を励行し、防疫対策を徹底しましょう。

東京都で、CSF(豚熱)感染の 野生イノシシが確認されました (都内初)

青梅市内で発見された捕獲イノシシについて、令和2年7月2日に国の検査機関で遺伝子解析を実施した結果、CSF(豚熱)の感染が確認されました。

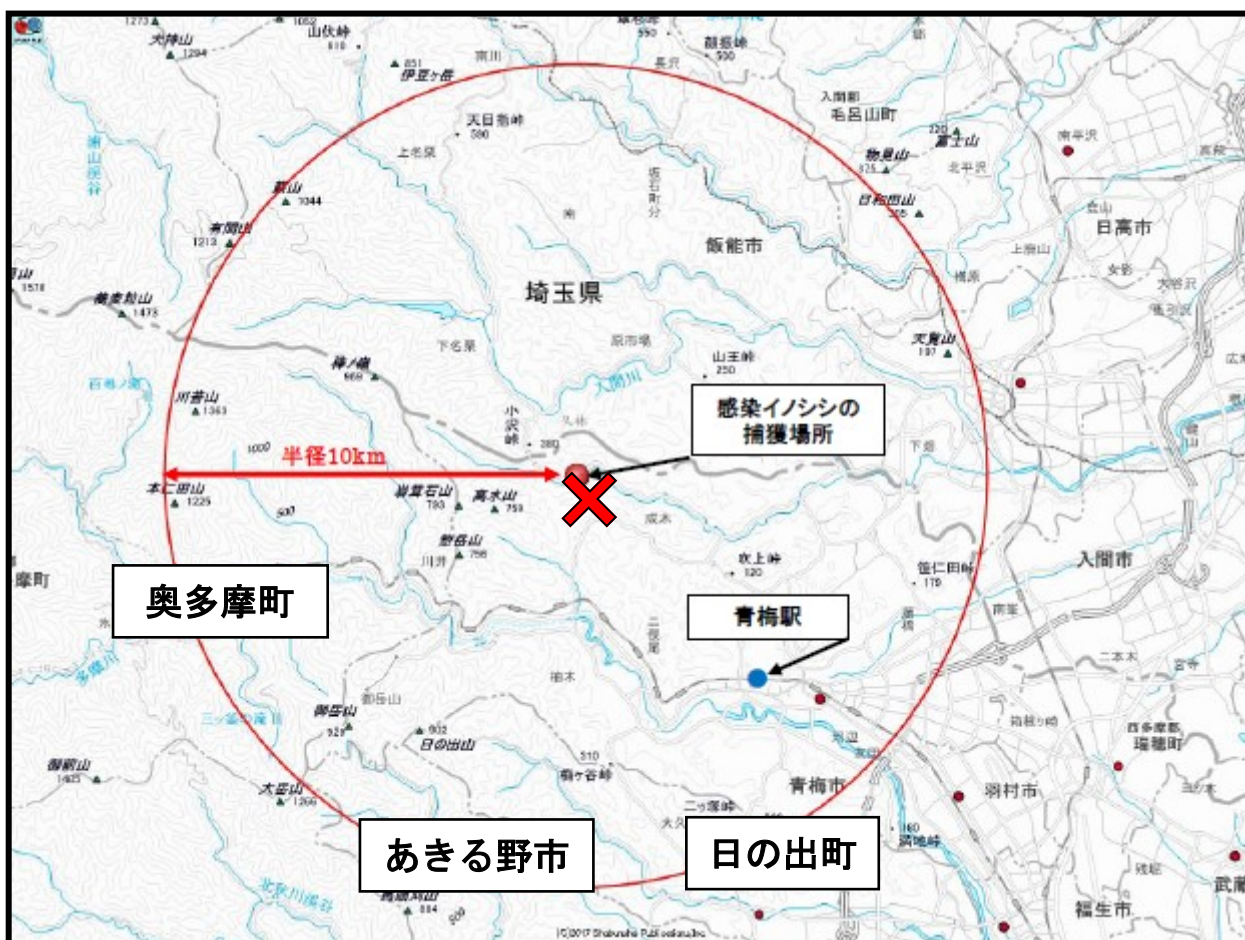
なお、野生イノシシで感染が確認されたのは都内初となります。

捕獲野生イノシシの概要

発見日：令和2年6月27日(土曜日) 発見場所：東京都青梅市成木

捕獲個体：成獣 オス 体長124cm

**感染イノシシ発見地点から半径10km圏内に、青梅市のほか、
奥多摩町・日の出町・あきる野市が入っています！**



**CSFに感染したイノシシが確認された区域内では、
令和2年4月よりワクチン散布を実施しています。**

茨城県でも、CSF(豚熱)感染の 野生イノシシが確認されました（県内初）

茨城県取手市内で発見された死亡イノシシについて、令和2年6月27日に国の検査機関で遺伝子解析を実施した結果、CSF(豚熱)の感染が確認されました。

なお、茨城県で野生イノシシで感染が確認されたのは県内初となります。

死亡野生イノシシの概要

発見日：令和2年6月25日（木曜日） 発見場所：茨城県取手市新町

捕獲個体：幼獣 オス

～ 引き続き実施していきます ～

（１）養豚場等における発生防止対策

- ・ 養豚農家などに対する、野生動物侵入防止対策の実施などの飼養衛生管理基準の徹底の指導
- ・ 豚へのワクチン接種

（２）野生イノシシにおける対策

- ・ 死亡・捕獲イノシシにおけるCSFの抗原・抗体検査
- ・ 野生イノシシへのCSF感染を防ぐための経口ワクチンの散布



飼養衛生管理基準の徹底をお願いします！



ウイルス等の病原体から感染リスク低減を図るためには飼養衛生管理の遵守が極めて重要です。

豚へのワクチン接種を実施していますが、気を緩めずに、農場に立入る畜産関係車両等の消毒の徹底、野生鳥獣の侵入防止対策等は、十分に行ってください。

発行日 令和2年7月3日

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字平井2759

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-588-7171 FAX : 042-597-5656

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

携帯 : 090-6941-4315

CSF(豚熱)感染の野生イノシシが 確認されました(都内2・3例目)

八王子市内で発見された死亡イノシシについて、令和2年7月14日に遺伝子検査を実施した結果、CSF(豚熱)の感染が確認されました。

また、あきる野市で発見された死亡イノシシについて、令和2年7月15日に遺伝子検査を実施した結果、CSF(豚熱)の感染が確認されました。

これにより、野生イノシシで感染が確認されたのは都内2・3例目となります。

野生イノシシの概要

【2例目】発見日：令和2年7月12日(日曜日) 発見場所：東京都八王子市川町
死亡個体：成獣 オス 体長1m

【3例目】発見日：令和2年7月14日(火曜日) 発見場所：東京都あきる野市留原
死亡個体：成獣 メス 体長80cm

**感染イノシシ発見地点から半径10km圏内に、八王子市・あきる野市のほか、
青梅市・立川市・町田市・日野市・昭島市・福生市・羽村市・日の出町・檜原村
が入っています！**



香川県の養鶏場で 高病原性鳥インフルエンザ発生

11月5日、香川県三豊市の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) が発生しました。発生の概要は以下のとおりです。

国内の家きんでHPAIが発生したのは、2018年1月の香川県さぬき市養鶏場での発生以来となります。

【発生の概要】

香川県三豊市 採卵鶏 約33万羽

- 経緯 (1) 11月4日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、本農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場の立入検査を実施
(2) 同日、農場の採卵鶏について、インフルエンザ簡易検査を実施し陽性を確認
(3) 11月5日、遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、HPAIの疑似患畜であることを確認

北海道で採取の野鳥糞便からHPAIウイルス検出

10月24日に北海道紋別市で採取された野鳥の糞便から、HPAIウイルス (H5N8亜型) が分離されたことが環境省から報告されました。
なお、本事例を受けて、現地の野鳥の生息状況などの調査を実施したところ、野鳥の大量死等の異常は現時点で確認されていません。

野鳥でのHPAIウイルス検出は、2018年3月以来となります。

国内におけるHPAIの発生状況
(令和2年10月以降)

家きん 1県1事例(香川県三豊市)

野鳥等 1県1事例(北海道紋別市)



鳥インフルエンザの侵入リスクが非常に高い状況です！

高病原性鳥インフルエンザは、死亡率が高く、
特徴的な症状や病変を示さずに死亡することが多くあります



肉冠の出血・壊死



顔面の浮腫性腫脹



脚部皮下の出血



症状が無く死亡

時に、震え、起立不能、斜頸などの神経症状や、沈うつ、食欲消失、
急激な産卵低下(停止)が見られることもあります

家さんの健康状態をよく観察し、

- ✓家さんの死亡率が通常の2倍以上になったとき
- ✓5羽以上まとまって死亡したとき
- ✓異常が見られるとき

ただちに当所までご連絡ください！



東京都家畜保健衛生所（西多摩郡日の出町大字平井2759）

電話： 042-588-7171 （平日昼間 9～17時）

緊急連絡先：090-6941-4315（平日夜間 17時～翌9時・休日）

高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため 緊急消毒の実施をお願いします

11月に香川県で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が今年初めて確認されてから、12月14日までに10県25事例の発生がありました。野鳥や環境材料からもウイルスが確認されており、全国的に発生リスクが非常に高まっている状況です。こうした中、農林水産省から都道府県あて全国の家きん飼養者の農場等における家畜伝染病予防法に基づく緊急消毒を実施するよう指示がありました。

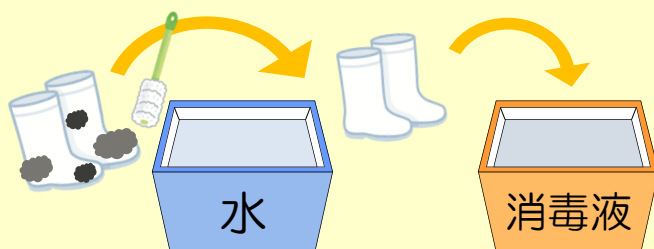
家きん飼養者の皆様におかれましては、農場へのウイルス侵入防止に万全を期すため、農場、各鶏舎周囲、物品等の消毒薬や消石灰の散布等による緊急消毒の実施をお願いします。なお、消毒は初回実施後も継続的に実施するようお願いします。また、消毒の実施とともに、ネズミなどの小動物の隠れ場所対策として周辺の草刈り・整理整頓等の実施、畜舎の隙間や防鳥ネットの穴の確認・修繕を行うなど、飼養衛生管理基準の徹底・改善をお願いします。

ウイルスはどこにでもいるという想定のもと、

消毒は、畜舎、農場周囲の他、手指、作業服、靴、車両などを対象に、汚れがある場合には洗浄してから、念入りに行いましょう。

(消毒薬は使用上の注意書きに従うほか、強アルカリ性の消石灰の使用にあたっては、必ず防護対策(手袋、ゴーグルなど)を実施してください)

※ 消毒の実施については別添資料を参考にしてください。



～消毒の三箇条～

- 一. 消毒薬の希釈は説明書どおりに
- 二. 消毒は汚れを落としてから
- 三. 散布・噴霧時は手袋・ゴーグルなどの防護対策を

最新情報や衛生管理の詳細な対応については以下を参考にしてください。

○鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

○東京都の取り組み及び関連機関へのリンク(東京都HP)

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/animal/hpai/>

鳥インフルエンザの侵入リスクが非常に高い状況です！

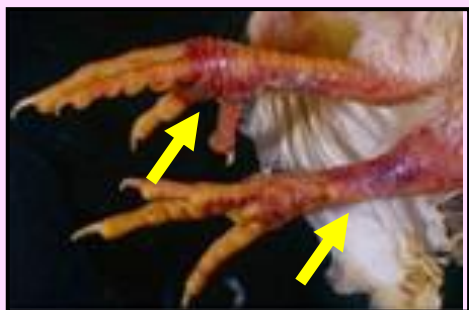
高病原性鳥インフルエンザは、死亡率が高く、
特徴的な症状や病変を示さずに死亡することが多くあります



肉冠の出血・壊死



顔面の浮腫性腫脹



脚部皮下の出血



症状が無く死亡

時に、震え、起立不能、斜頸などの神経症状や、沈うつ、食欲消失、
急激な産卵低下(停止)が見られることもあります

家さんの健康状態をよく観察し、

- ✓家さんの死亡率が通常の2倍以上になったとき
- ✓5羽以上まとまって死亡したとき
- ✓異常が見られるとき

ただちに当所までご連絡ください！



東京都家畜保健衛生所（西多摩郡日の出町大字平井2759）

電話： 042-588-7171 （平日昼間 9～17時）

緊急連絡先：090-6941-4315（平日夜間 17時～翌9時・休日）

千葉県の実鶏場で高病原性鳥インフルエザ発生 (国内32例目)

12月24日、千葉県いすみ市の養鶏場で、高病原性鳥インフルエザ (HPAI) が発生しました。発生の際は以下のとおりです。

関東の家きんでHPAIが確認されたのは、今季初となります。

【発生の際は】

千葉県いすみ市 採卵鶏 約116万羽

- 経緯 (1) 12月23日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、本農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場の立入検査を実施
(2) 同日、農場の採卵鶏について、インフルエザ簡易検査を実施し陽性を確認
(3) 12月24日、遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、HPAIの疑似患者であることを確認



HPAI発生リスクが非常に高まっている状況です！



都内でHPAIがいつ発生してもおかしくない状況です。

家きんのほか、野鳥等でも国内各地でHPAIウイルスが検出されています。

毎日の健康観察とともに、少しでも鶏に異常がある場合は、早期通報をお願いします。

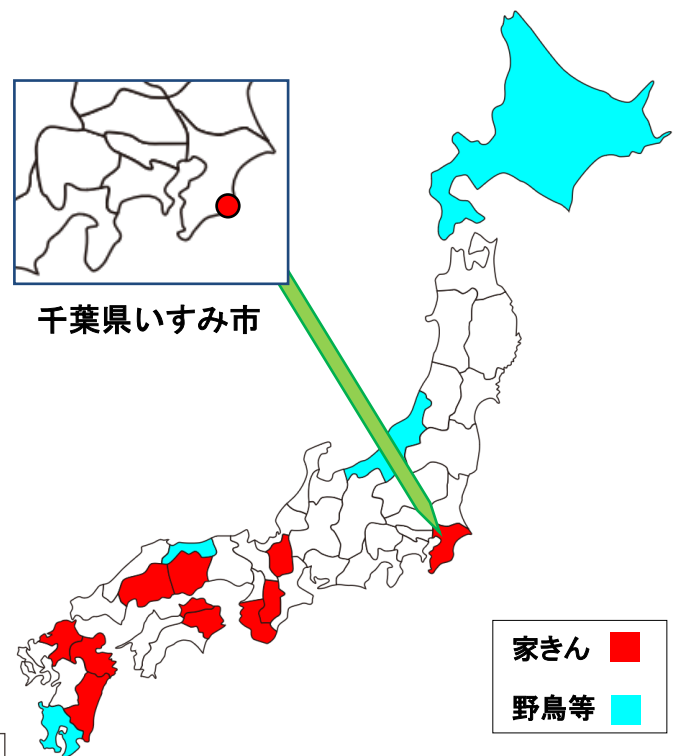
(鶏の異常や緊急連絡先は裏面をご参照ください。)

○野鳥等の高病原性鳥インフルエザに関する情報 (環境省HP)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

○野鳥に関する鳥インフルエザ情報 (東京都環境局HP)

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/



※和歌山県、岡山県、宮崎県、香川県では、野鳥等でもHPAIウイルス検出

鳥インフルエンザの侵入リスクが非常に高い状況です！

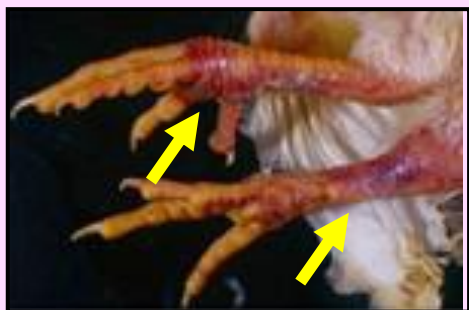
高病原性鳥インフルエンザは、死亡率が高く、
特徴的な症状や病変を示さずに死亡することが多くあります



肉冠の出血・壊死



顔面の浮腫性腫脹



脚部皮下の出血



症状が無く死亡

時に、震え、起立不能、斜頸などの神経症状や、沈うつ、食欲消失、
急激な産卵低下(停止)が見られることもあります

家さんの健康状態をよく観察し、

- ✓家さんの死亡率が通常の2倍以上になったとき
- ✓5羽以上まとまって死亡したとき
- ✓異常が見られるとき

ただちに当所までご連絡ください！



東京都家畜保健衛生所（西多摩郡日の出町大字平井2759）

電話： 042-588-7171 （平日昼間 9～17時）

緊急連絡先：090-6941-4315（平日夜間 17時～翌9時・休日）